

感染症による登園のお願い

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症発症時にはご家庭でゆっくりお過ごしください。主治医から登園の許可がでましたら、下の「登園届」に**保護者の方が署名**し、保育園へ提出して下さい。

《感染症の登園基準》

病名	登園基準
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
風疹	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱） 【アデノウィルス】	発熱、充血の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失している、又は適正な抗菌剤にて治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌 感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること。

登園届

記入日：令和 年 月 日

(発熱していた場合)解熱日：令和 年 月 日

学校法人東村山町田学園天王森保育園

* 医師から登園の許可が出ましたら保護者の方が署名してください。

クラス・児童氏名	組 氏名
病 名	
医療機関名	
保護者氏名	